

山形県内に新居を建設する方必見！ 新築住宅建設支援

●支援内容

山形県では、良質な住宅の新築を促進するため、住宅ローンの利子の一部を補助します。

- 最大約70万円(上限7万円/年×10年) [対象額上限：1,750万円/利子補給率：0.5%]
- 住宅ローンの契約から約10年間、年1回(3月)県から対象者に直接支払います。

※計算方法については右記QRコード「タテッカーナ」より「計算例」をご参照ください。



●対象者

- 県内に自ら居住するために住宅を新築する所得が1,200万円以下の方
- 期限内(交付決定～令和5年3月31日)に住宅ローンの契約を締結し、返済を確実にできる方



●支援の要件

●住宅の要件

- 耐久性基準(劣化対策等級3)及び省エネ基準(断熱等性能基準4又は一次エネルギー消費量等級4)
※住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準による
- 県内事業者によって施工された、下表いずれかの住宅タイプを満たす住宅

住宅タイプ	県産木材使用割合※1	その他要件
やまがた健康住宅型※2	50%以上	やまがた健康住宅認証※3
県産木材多用型	100%以上	—

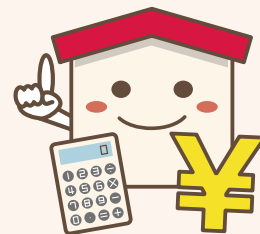
※1：延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。

※2：やまがた健康住宅型に申し込む場合、事前に健康住宅の設計認証申請が必要です。

※3：健康住宅認証制度による認証を受けることが必要です。

●住宅ローンの要件(取扱金融機関とローンを契約すること)

- 住宅の建設工事費が対象となっているもの(土地購入費を含む)
- 返済期間が10年以上50年以下のもの
※返済据え置き期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。
- 本事業の交付決定後、令和5年3月31日までに契約締結され、契約締結日から30日以内に融資を受けるもの



●募集期間と募集戸数

令和4年4月4日(月)～令和5年2月28日(火) <先着順> 募集戸数：230戸

※申込数が募集戸数に達した場合はその時点で募集を終了します。ご了承ください。

●窓口

建設地を所管する総合支庁建設部建築課(郵送でも受け付けます。)

村山総合支庁(建設部建築課)	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
最上総合支庁(建設部建築課)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
置賜総合支庁(建設部建築課)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-35-9054
庄内総合支庁(建設部建築課)	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5640

本ページの間合せ先

TEL 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

詳しい
内容はこちら
(タテッカーナ)

